

(公 印 省 略)

広環保第 1 6 8 号

令和 7 年 1 0 月 7 日

広島市長 松井 一實 様

(都市整備局都市計画課)

広島市長 松井 一實

(環境局環境保全課)

広島高速 4 号線延伸事業 (都市計画道路広島西風新都線) に係る

環境影響評価方法書について (通知)

このことについて、環境影響評価法 (平成 9 年法律第 8 1 号) 第 1 0 条第 4 項の規定により、別紙のとおり環境の保全の見地からの意見を述べます。

**広島高速 4 号線延伸事業（都市計画道路広島西風新都線）に係る
環境影響評価方法書について（市長意見）**

本事業は、西区「中広」から安佐南区「沼田」までの区間を供用している広島高速 4 号線について、広域幹線道路ネットワークの充実・強化を図るため、山陽自動車道と接続させるための延伸区間に指定都市高速道路を新設しようとするものである。

本事業の実施に際して、環境の保全についての適切な配慮が行われるよう、事業特性や地域特性に応じた環境影響評価を適切に実施し、その結果を環境保全措置等に反映させるため、以下のとおり意見を述べる。

1 全体的事項

- (1) 本事業を進めるに当たっては、住民等に対し十分な説明を行うとともに、住民等の疑問や意見を積極的に聴取し、誠意をもって対応すること。
- (2) 準備書の作成に当たっては、使用する用語や表現は、住民等から誤解を生むようなものを避けるとともにわかりやすいものとし、専門用語には用語の解説を記載し、できる限り丁寧な記載に努めること。

2 個別的事項

(1) 騒音について

ア 対象道路事業実施区域内に新たに造成された住宅地への騒音の影響について、適切に予測及び評価を行い、環境影響が回避又は十分に低減されるよう必要な環境保全措置を検討すること。

イ 道路交通騒音について、高架・平面道路併設部等の道路特殊部による反射音等の影響も考慮した上で、適切に予測及び評価を行うこと。

(2) 水質について

水質の調査日について、降雨量や河川の流量を考慮した上で適切に設定すること。

(3) 動物・植物・生態系について

ア 哺乳類の調査について、自動撮影調査、捕獲調査及びバットディテクター調査のそれぞれの特性を踏まえ、撮影装置の設置期間等の延長を検討すること。

イ 鳥類の調査について、野鳥に関する知見を有する団体等から積極的に情報の聴取も実施し、適切に予測及び評価を行うこと。

ウ 建設機械の稼働に伴う生態系への影響について、動物の移動等の状況も検討し、必要に応じて環境影響評価項目を追加で選定すること。

(4) 景観について

対象道路による景観の変化の程度が人に与える影響（圧迫感等）の大きさを考慮し、景観の変化が最も大きいと想定される集落等にある眺望点を把握するとともに、必要に応じて調査地点を追加し、適切に予測及び評価を行うこと。

(5) 廃棄物等について

廃棄物及び残土の予測について、発生量、有効利用量等は定量的に算出し、廃棄物及び残土の種類ごとに再使用・再生利用を含めた処理方法及び処分方法並びに発生量を準備書に記載すること。